平成３０年もとす広域連合議会

第２回定例会　会議録

平成３０年１０月２４日（水）　開会
平成３０年１１月　１日（木）　閉会

もとす広域連合

平成３０年第２回もとす広域連合議会定例会会議録

目　　次

第　１　号（１０月２４日）

○議事日程……1
○本日の会議に付した事件……1
○出席議員……1
○欠席議員……1
○説明のため出席した者……2
○職務のため出席した職員……2
○開会の宣告……3
○開議の宣告……3
○議事日程の報告……3
○議席の指定……3
○会議録署名議員の指名……3
○会期の決定……3
○諸般の報告……4
○常任委員会委員の選任……4
○議案第１７号より議案第２３号までの一括上程、説明、質疑、
　討論、採決、委員会付託……5
○散会の宣告……15

第　２　号（１１月１日）

○議事日程……16
○本日の会議に付した事件……16
○出席議員……16
○欠席議員……16
○説明のため出席した者……16
○職務のため出席した職員……17
○開議の宣告……18
○議事日程の報告……18
○一般質問……18
○髙橋勇樹君……18
○議案第１８号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決……23
○議案第１９号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決……25
○議案第２０号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決……28
○議案第２１号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決……30
○議案第２２号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決……33
○議案第２３号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決……35

○閉会の宣告……36
○署名議員……37

平成３０年第２回もとす広域連合議会定例会　第１日

議　事　日　程　（第１号）

平成３０年１０月２４日（水曜日）午前９時１８分開会

日程第　１	議席の指定	
日程第　２	会議録署名議員の指名	
日程第　３	会期の決定	
日程第　４	諸般の報告	
日程第　５	常任委員会委員の選任	
日程第　６	議案第１７号	もとす広域連合公平委員会委員の選任について
日程第　７	議案第１８号	平成２９年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第　８	議案第１９号	平成２９年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　９	議案第２０号	平成２９年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１０	議案第２１号	平成３０年度もとす広域連合一般会計補正予算（第１号）について
日程第１１	議案第２２号	平成３０年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第１号）について
日程第１２	議案第２３号	平成３０年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第１号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１５名）

１番	松　野　貴　志	２番	今　木　啓一郎
３番	北　倉　利　治	４番	森　　治　久
５番	広　瀬　武　雄	６番	くまがいさちこ
７番	松　野　藤四郎	８番	髙　橋　勇　樹
９番	髙　田　浩　視	１０番	黒　田　芳　弘
１１番	若　原　敏　郎	１２番	大　西　徳三郎
１３番	村　木　俊　文	１４番	松　野　由　文
１５番	安　藤　哲　雄		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

連合長	藤原　勉	副連合長	棚橋敏明
副連合長	戸部哲哉	代表監査委員	三田村晃司
事務局長	鷲見　誠	総務課長	青木竜治
介護保険課長	森　寛	会計管理者	宇野清隆
老人福祉施設 大和園長	神谷義幸	療育医療施設長	片岡俊明
衛生施設長	弘岡　敏		

職務のため出席した職員

書記長	臼井英俊	書記	棚橋美佳子
書記	安藤里恵		

開会　午前　９時１８分

◎開会の宣告

○議長（大西徳三郎君）　ただいまの出席議員は15人であり、地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

ただいまから、平成30年第２回もとす広域連合議会定例会を開会いたします。

――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――

◎開議の宣告

○議長（大西徳三郎君）　本日の会議を開きます。

――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――

◎議事日程の報告

○議長（大西徳三郎君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――

◎議席の指定

○議長（大西徳三郎君）　日程第１、議席の指定を行います。

議席は会議規則第４条第１項の規定により、ただいま着席のとおり指定をいたします。

――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――

◎会議録署名議員の指名

○議長（大西徳三郎君）　日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、

６番　くまがいさちこ　君

１４番　松　野　由　文　君

を指名いたします。

――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――

◎会期の決定

○議長（大西徳三郎君）　日程第３、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、10月11日の議会運営委員会におきまして、本日か

ら11月１日までの９日間にしてはどうかと決められました。
ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（大西徳三郎君）　ご異議ないと認めます。
したがって、今定例会の会期は、本日から11月１日までの９日間とすることに決定いたしました。

―――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――

◎諸般の報告
○議長（大西徳三郎君）　日程第４、諸般の報告を行います。
１件報告いたします。
議員の異動について報告します。
平成30年６月７日、瑞穂市選出の３名の議員から辞職願が提出され、同日許可しました。これを受けて、６月26日、瑞穂市議会定例会におきまして欠員の選挙が行われ、松野貴志君、今木啓一郎君、北倉利治君の３名が選出されました。
なお、議員の異動に伴う常任委員会委員の選任については、この後議題としたいと思います。
これで諸般の報告を終わります。

―――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――

◎常任委員会委員の選任
○議長（大西徳三郎君）　日程第５、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。
ただいまから委員会構成名簿を配付いたします。そのまましばらくお待ちください。
〔委員会構成名簿配付〕
○議長（大西徳三郎君）　お諮りします。
常任委員会委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。
ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（大西徳三郎君）　異議なしと認めます。
したがって、常任委員会委員の選任については、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。
これより、老人福祉常任委員会を開催し、副委員長を決めていただきたいと思います。
開催場所につきましては、認定審査会室において行いますので、移動を

お願いします。
それでは、暫時休憩いたします。

休憩　午前　９時２２分

再開　午前　９時２８分

○議長（大西徳三郎君）　会議を再開いたします。
老人福祉常任委員会の副委員長が、お手元に配付しました名簿のとおり決まりましたので発表いたします。
老人福祉常任委員会副委員長、北倉利治君。
以上のとおりであります。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

◎議案第１７号より議案第２３号までの一括上程、説明、質疑、討論、採決、委員会付託

○議長（大西徳三郎君）　日程第６、議案第17号　もとす広域連合公平委員会委員の選任についてより、日程第12、議案第23号　平成30年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第１号）についてまでを一括上程したいと思います。
提出議案について、広域連合長より提案理由の説明を求めます。
広域連合長、藤原　勉君。

○連合長（藤原　勉君）　おはようございます。
それでは、提案説明を申し上げたいと思います。
本日ここに、平成30年第２回もとす広域連合議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。
さて、今年も日本列島は西日本豪雨をはじめ、台風による豪雨、さらに地震などによりまして、各地で甚大な被害が発生をいたしました。お亡くなりになりました方々のご冥福をお祈りするとともに、被災地域の一刻も早い復旧を心よりお祈り申し上げるところでございます。
幸いにも当広域連合管内では、大きな人的被害はございませんでしたが、台風21号では、住家等で一部破損、また、柿や梨などの落下、また、枝倒れなど、農作物被害が発生をいたしております。今後も、いつどんな災害が起こるかわかりませんので、災害に対する備えには万全を期していかなければならないというふうに考えておるところでございます。
さて、当広域連合が運営をいたします介護保険事業を初めとする各事業の執行につきましては、地域住民の皆様の福祉向上と身近な広域行政機関として、その役割を果たすため、引き続き誠心誠意努めてまいる所存でございます。議員の皆様には当広域連合の施策の推進に際し、引き続きご理

解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。
それでは、今回本会議に提案し、ご審議をお願いする議案につきましてご説明申し上げたいと思います。
人事案件が１件、決算認定に関する案件が３件、補正予算に関する案件が３件の合計７案件でございます。
ただいまより、それぞれの提出議案の概要を説明させていただきたいと思います。
まず、議案第17号　もとす広域連合公平委員会委員の選任についてでございます。
現在、委員でございます新田年一氏の任期が本年10月29日に満了となりますが、引き続き同氏を選任いたしたく、地方公務員法第９条の２第２項及びもとす広域連合規約第16条第３項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。
次に、議案第18号　平成29年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。
平成29年度の一般会計決算額は、歳入が前年度比較3.3％増の４億8,911万8,644円、歳出が前年度比較２％増の４億3,765万7,114円、実質収支は5,146万1,530円の黒字となっております。
一般会計は、本庁の総務課関係分、療育医療施設の幼児療育センター関係分及び休日急患診療所関係分、そして衛生施設関係分の３部門で構成をされております。
総務費の歳出は１億2,130万571円となり、前年度に比べ10.2％の増で、金額といたしまして1,118万9,026円の増加となっております。
主なものといたしましては、本庁を本巣市役所真正分庁舎へ移転したことによる経費でございます。
当連合といたしましても、引き続き経常的な経費等の抑制を図るなど、創意工夫をし、堅実な運営に鋭意努力をいたしてまいる所存でございます。
次に、議案第19号　平成29年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。
当連合におきまして、予算上、最大のウエイトを占めます介護保険事業の平成29年度の決算額は、歳入が前年度比較５％増の74億9,844万6,265円、歳出が前年度比較3.6％増の71億670万1,352円、実質収支は３億9,174万4,913円の黒字となっております。
保険給付費は歳出の88.7％を占め、63億413万6,811円となり、前年度に比べて3.2％の増で、金額にして１億9,649万7,846円の増加となっております。
次に、地域支援事業費は歳出の4.7％を占め、３億3,641万9,824円となり、前年度に比べて13.3％の増で、金額にして3,940万7,638円の増加となっております。
介護保険は社会保障関係費という義務的経費であり、今後も高齢化の進

展に伴い、増大していくものと考えております。
今後とも介護保険制度の堅持を前提として、組織市町との連携を強化して、高齢者をはじめ地域住民の皆様に介護保険制度への理解・啓発に、より一層努めるとともに、保険者と市町が連携して保険料未納者への取り組みの改善を図り、もって収納率の向上を目指してまいりたいと思っております。
次に、議案第20号　平成29年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。
平成29年度の決算額は歳入が前年度比較4.3％増の９億8,693万869円、歳出が前年度比較6.8％増の８億9,155万5,306円、実質収支は9,537万5,563円の黒字となっております。
歳入のサービス事業収入は利用者数等の増加もあり、６億4,629万4,779円で、全体の65.5％を占め、前年度に対し1,088万1,906円の増となっております。
当老人福祉施設大和園は開園以来63年という半世紀以上の歴史を重ね、かつ、公設公営ということからも、地域住民の信頼を受け、絶えず地域に密着したサービスの提供に努めてまいりました。
今後も施設の管理運営の見直しを図りながら、利用者本位のサービスの提供に鋭意努めてまいる所存でございます。
次に、議案第21号　平成30年度もとす広域連合一般会計補正予算（第１号）についてでございます。
歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,424万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５億134万9,000円とするものでございます。
補正の内容といたしまして、歳入は平成29年度決算額が確定したことに伴う繰越金2,916万円と、サービス事業収入で幼児療育センター利用料の改定に伴い508万9,000円を計上し、総額3,424万9,000円を増額するものでございます。
歳出は、総務費で人事異動に伴う人件費の所要額と国、県との情報共有手段でございます総合行政ネットワークの変更に伴う補償費について、必要額を計上いたしておりまして、財政調整基金への積み立てとして2,945万7,000円を計上いたしました。
次に、民生費で人事異動に伴う人件費の所要額を計上し、役務費につきましても必要額を計上いたしたところでございます。また、衛生費では人事異動に伴う人件費の所要額を計上いたしたところでございます。
次に、議案第22号　平成30年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第１号）についてでございます。
歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３億174万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億194万4,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入は平成29年度決算額が確定したことに伴い、繰越金３億174万4,000円を増額をいたしております。

歳出の主なものは、総務費では、人事異動等に伴う人件費として42万1,000円を増額をいたしております。

保険給付費につきましては、給付見込みにより、介護サービス等諸費5,280万円を減額し、介護予防サービス等諸費5,280万円を増額するもので、給付費全体としての増減はございません。

介護給付費準備基金への積み立てといたしまして、3,292万7,000円を増額をいたしております。

また、諸支出金として平成29年度事業費の精算によって生じる償還金として、２億6,839万6,000円を増額をいたしております。

次に、議案第23号　平成30年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第１号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,037万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ９億5,487万5,000円とするものでございます。

補正の内容といたしまして、歳入は平成29年度決算額の確定に伴い、繰越金2,037万5,000円を増額するものでございます。

歳出の主なものは、総務費で老人福祉施設財政調整基金への積立金といたしまして820万6,000円を増額をするものでございます。

民生費、サービス事業費では、人事異動に伴う人件費につきまして、所要額を計上いたしております。また、サービス事業費では、経営改善計画に基づき、来年度から認知症短期入所である和ショートステイをユニット型特別養護老人ホームへ変更するため、施設改修などに係る経費を計上いたしたところでございます。

以上、提出議案につきまして、その概要を説明させていただきました。よろしくご審議を賜り、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いします。

○議長（大西徳三郎君）　続きまして、一括議題中、議案第18号より議案第20号までの平成29年度決算の認定を求める議案について、代表監査委員から決算審査の報告を求めます。

代表監査委員、三田村晃司君。

○代表監査委員（三田村晃司君）　それでは、監査委員を代表し、審査結果についてご報告申し上げます。

審査の対象は、平成29年度もとす広域連合一般会計と２つの特別会計の合計３つの会計です。

審査は、８月27日に実施し、決算書に基づき、担当課長、施設長から提出された決算審査資料及び例月の出納検査の結果とあわせて、決算の計数等について慎重かつ詳細に審査いたしました。

審査の結果は各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質

収支に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、予算の執行及び関連する事務は、適正に行われているものと認められました。

それでは、ご報告申し上げます。

一般会計・特別会計審査意見書５ページの３、実質収支をごらんください。

平成29年度もとす広域連合一般会計及び特別会計の総決算額は、歳入総額89億7,449万5,778円、歳出総額84億3,591万3,772円、差し引き５億3,858万2,006円の黒字となっています。翌年度へ繰り越す財源がゼロのため、そのまま実質収支額となっています。

６ページへお進みください。

この表は市町負担金です。もとす広域連合規約に基づく負担金として、平成29年度は、瑞穂市より６億1,321万8,913円、本巣市より５億7,692万4,353円、北方町より２億3,688万6,254円で、合計14億2,702万9,520円です。

７ページへお進みください。

公債の償還状況です。平成29年度末現在高は１億6,613万997円であります。平成29年度中の元金償還金は4,462万2,276円、利子償還金は255万4,574円になりました。

８ページから９ページへお進みください。

一般会計の歳入歳出決算です。歳入総額は４億8,911万8,644円、歳出総額は４億3,765万7,114円で、差し引き5,146万1,530円の剰余金が生じました。

10ページから15ページにかけて、一般会計を総務分、療育医療施設分、衛生施設分にそれぞれ分けてありますので、ご説明いたします。

10ページから11ページへお進みください。

一般会計の総務分の歳入歳出決算です。歳入総額は9,791万9,652円、歳出総額は9,352万2,869円で、差し引き439万6,783円の剰余金が生じました。

議員、公平委員会委員、監査委員及び選挙管理委員会委員の報酬、職員及び市町派遣職員の人件費等の執行が主でありますが、この中には平成29年度の単年度単独事業として、本庁舎を本巣市宗慶地内から現在の本巣市役所真正分庁舎へ移転したことに関する費用1,113万5,476円も含まれています。

審査の結果、適正に処理されていると認められました。

12ページから13ページへお進みください。

一般会計の療育医療施設分の歳入歳出決算です。歳入総額は１億5,287万6,265円、歳出総額は１億2,703万2,668円で、差し引き2,584万3,597円の剰余金が生じました。

療育に関する社会の認知度、幼児の保護者等の認識度も高まり、契約者数及び利用児数も年々増加の一途をたどっています。人件費の抑制に配慮しつつ、これからもよりよい療育指導を実施されるよう努めていただくことを望みます。

審査の結果、休日急患診療所を含め適正に処理されていると認められました。

14ページから15ページへお進みください。

一般会計の衛生施設分の歳入歳出決算です。歳入総額は２億3,832万2,727円、歳出総額は２億1,710万1,577円で、差し引き2,122万1,150円の剰余金が生じました。

西棟が昭和58年、東棟が平成２年の建築物であることから、平成24年度に衛生施設の老朽化対策として、施設構造物の長寿命化を図る修繕５カ年計画が策定され、平成29年度はその最終年に当たり、計画どおり維持補修工事が完了されました。

平成29年度の維持補修工事費は6,969万240円となり、引き続き施設の安全管理等に留意して運営していただくことを望みます。

審査の結果、適正に処理されていると認められました。

16ページから17ページへお進みください。

介護保険特別会計歳入歳出決算です。歳入総額は74億9,844万6,265円、歳出総額は71億670万1,352円で、差し引き３億9,174万4,913円の剰余金が生じました。

歳入について増額となっている主な理由は、平成27年度から第６期介護保険事業計画期間となって保険料の基準月額が前の期間に比べ856円上がって、5,650円となったこと及び65歳以上の被保険者数の増加による介護保険料の増、給付費負担増加に伴う国、県、支払基金の交付金及び市町負担金の増があります。

また、歳出では、高齢者人口が増加する中、介護サービスの保険給付費が約63億413万円と、前年度より約１億9,650万円増加しています。

なお、保険料の滞納繰越分普通徴収保険料について、収入済額698万2,350円、不納欠損額は1,878万2,500円となり、徴収率は8.58％から13.24％へ上昇するとともに、滞納繰越分の収入未済額は2,689万5,650円となり、前年度より減少しました。

数字の上では改善の状況がうかがえるものの、これ以上状況を悪化させることのないよう、引き続き滞納者の動向を調査するとともに、保険料納付の公平性を保つための滞納処分など、構成市町と協力して、徴収体制を一層整備し、不納欠損額及び収入未済額の減少に一層の努力をしていただくことを強く望むものであります。

審査の結果、適正に処理されていると認められました。

18ページから19ページへお進みください。

最後に、老人福祉施設特別会計歳入歳出決算です。歳入総額は９億

8,693万869円で、歳出総額は８億9,155万5,306円で、差し引き9,537万5,563円の剰余金が生じました。

また、歳入歳出差し引き額から繰越金、繰入金及び積立金を除いた実質的な事業収支差額につきましては約1,460万円の黒字となっています。老人福祉施設特別会計は平成25年度より赤字決算となり、その額も平成25年度が約1,900万円、平成26年度が約3,100万円、平成27年度が約4,500万円と年々拡大していましたが、平成28年度は約2,800万円の黒字となり、今年度も引き続き黒字となりました。平成28年度決算と比較し、老人保護措置費は約573万円の増収となりました。また、介護保険における各サービスの事業収入については、ほとんどの事業が前年度と比べて増収となっており、通所介護事業では約726万円、認知症通所介護事業約65万円、認知症短期入所生活介護事業約288万円、施設介護事業約397万円、居宅介護サービス計画事業約235万円の増となり、介護保険各サービス全体で前年度に対し約1,088万円の増となっていますが、介護保険各サービスの利用に係る個人負担金の一部が収入未済となっています。

歳出におきましては、認知症短期入所介護事業で約184万円の歳出減であった一方、養護老人ホーム費で約2,105万円、在宅介護支援事業で約123万円、通所介護事業で約630万円、認知症通所介護事業で約351万円、短期入所生活介護事業で約37万円、施設介護事業で約1,984万円の歳出増となりました。

審査の結果、適正に処理されていると認められましたが、介護保険各サービスの利用に係る個人負担金の滞納については、断固たる態度をもって徴収するとともに、新たな滞納が発生しないため、対策が講じられることを強く望みます。全体の収支状況につきましては、状況が改善している状況はうかがえるものの、依然として厳しい状態にあると言わざるを得ません。平成28年度に策定した経営改善計画を踏まえ、その達成状況についてチェックしながら、今後ともより一層収支の改善に努められることを強く望むものであります。

以上、決算審査の概要について報告させていただきましたが、この内容は村木監査委員と一致した意見であることを述べ、私の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）　ありがとうございました。

以上で提案理由の説明及び決算審査の報告を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

10分ほど休憩したいと思います。

10時ちょうどから全員協議会を開催したいと思います。全員協議会を第１委員会室にて再開しますので、移動をお願いいたします。

休憩　午前　９時５２分

再開　午前１０時５５分

○議長（大西徳三郎君）　それでは、休憩前に続きまして会議を再開をいたします。

議案第17号　もとす広域連合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案第17号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君）　質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君）　ご異議がないと認めます。

よって、議案第17号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

議案第17号に対し、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君）　討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第17号を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君）　着席願います。起立全員であります。

よって、議案第17号　もとす広域連合公平委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

議案第18号　平成29年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第18号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君）　質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

議案第18号については、会議規則第39条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君）　ご異議がないと認めます。

よって、議案第18号については委員会付託を省略することに決定いた

しました。
ただいま議題となっております議案第18号につきましては、内容が２つの常任委員会に関係しますが、議案を分割して審査することはできないため、委員会への付託は省略することとしましたが、10月25日から開催される療育医療衛生常任委員会と総務介護常任委員会において、それぞれの所管に属する決算の認定について協議事項としてご協議をお願いし、最終日の本会議において、質疑、討論、採決を行いたいと思います。
ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（大西徳三郎君）　ご異議がないと認めます。
よって、本案は療育医療衛生常任委員会及び総務介護常任委員会において所管事項を協議し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行います。
議案第19号　平成29年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。
議案第19号に対する質疑はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（大西徳三郎君）　質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第19号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（大西徳三郎君）　ご異議がないと認めます。
よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。
議案第20号　平成29年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。
議案第20号に対する質疑はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
○議長（大西徳三郎君）　質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第20号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（大西徳三郎君）　ご異議がないと認めます。
よって、本案は老人福祉常任委員会に付託します。
議案第21号　平成30年度もとす広域連合一般会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。
議案第21号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君）　質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

議案第21号については、会議規則第39条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君）　ご異議がないと認めます。

よって、議案第21号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

ただいま議題となっております議案第21号につきましては、内容が２つの常任委員会に関係しますが、議案を分割して審査することはできないため、委員会への付託は省略することとしましたが、10月25日から開催される療育医療衛生常任委員会と総務介護常任委員会において、それぞれの所管に属する補正予算について協議事項としてご協議をお願いし、最終日の本会議において、質疑、討論、採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君）　ご異議がないと認めます。

よって、本案は療育医療衛生常任委員会及び総務介護常任委員会において所管事項を協議し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行います。

議案第22号　平成30年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

議案第22号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君）　質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第22号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君）　ご異議がないと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

議案第23号　平成30年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

議案第23号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君）　質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第23号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君）　ご異議がないと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託します。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

◎散会の宣告

○議長（大西徳三郎君）　以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

10月25日から開催されます常任委員会で、それぞれの委員会に付託等してある案件につきまして審査をお願いをいたします。

なお、11月１日は午後１時30分より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会　午前１１時０２分

平成３０年第２回もとす広域連合議会定例会　第２日

議　事　日　程　（第２号）

平成３０年１１月１日（木曜日）午後１時３０分開議

日程第　１	一般質問	
日程第　２	議案第１８号	平成２９年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第　３	議案第１９号	平成２９年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　４	議案第２０号	平成２９年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第　５	議案第２１号	平成３０年度もとす広域連合一般会計補正予算（第１号）について
日程第　６	議案第２２号	平成３０年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第１号）について
日程第　７	議案第２３号	平成３０年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第１号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１５名）

１番	松　野　貴　志	２番	今　木　啓一郎
３番	北　倉　利　治	４番	森　　治　久
５番	広　瀬　武　雄	６番	くまがいさちこ
７番	松　野　藤四郎	８番	髙　橋　勇　樹
９番	髙　田　浩　視	１０番	黒　田　芳　弘
１１番	若　原　敏　郎	１２番	大　西　徳三郎
１３番	村　木　俊　文	１４番	松　野　由　文
１５番	安　藤　哲　雄		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

連　合　長	藤　原　　勉	副連合長	棚　橋　敏　明
副連合長	戸　部　哲　哉	事務局長	鷲　見　　誠
総務課長	青　木　竜　治	介護保険課長	森　　寛

会計管理者	宇野清隆	老人福祉施設大和園長	神谷義幸
療育医療施設長	片岡俊明	衛生施設長	弘岡　敏

職務のため出席した職員

書記長	臼井英俊	書記	棚橋美佳子
書記	安藤里恵		

開議　午後　１時３０分

◎開議の宣告

○議長（大西徳三郎君）　それでは、ただいまの出席議員は15人であり、地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

本日の会議を開きます。

――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――

◎議事日程の報告

○議長（大西徳三郎君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――

◎一般質問

○議長（大西徳三郎君）　日程第１、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――

◇　髙　橋　勇　樹　君

○議長（大西徳三郎君）　８番、髙橋勇樹君の発言を許します。

髙橋君。

○８番（髙橋勇樹君）　議席番号８番、髙橋勇樹。

議長にお許しをいただきましたので、通告に従い、１項目、４点の質問をいたします。

まず、今回の質問に当たりまして、質問の経緯を説明させていただきますと、もとす広域連合の地域内のデイサービスを営む事業者様からお話をいただきまして質問に至りました。

訪問介護、デイサービスの介護予防日常生活支援総合事業の業務が、平成30年４月１日までに各市町村に完全移行され、もとす広域連合では平成28年３月28日に移行されています。この移行に関しては、近隣の市町村を見ますと、大垣市が平成27年10月１日、もとす広域連合が平成28年３月28日と近隣の中では２番目に早い移行だったということで、その素早い対応にとても感心というか、すばらしいなと感じております。

総合事業に関しては、前年の１月１日から12月31日の評価期間で、基準をクリアすると国保連から承諾をいただき、翌年の４月１日から１年間、その事業所の要支援１、２及び事業対象者の利用者さんに120点の加算を算定することができます。今回もとす広域連合では、平成28年度から始まっておりますので、平成29年度が評価の期間となり、早いところで今

年の４月１日から事業者加算を受けることができる事業者が出てきております。

その中で、今回事業所評価加算の請求をしたところ、エラーが発生し、それに伴い基本サービス料の請求までもがエラーとなり、ただでさえ申告から２カ月後にしか支払われない介護保険報酬が、本来入金されるべき日から１カ月遅れたということが起きました。

エラーとしては、切替えがもとす広域連合のほうでされていなかったことが今回のエラーの原因ということでお話を聞いております。本来あってはいけませんが、総合事業が移行されたということで初めての業務で、エラーが出ても仕方がないのかもしれませんが、今回その後の対応に少し問題があるんじゃないかと感じましたので、４点質問をさせていただきます。

１点目ですが、今回のエラー発生後、もとす広域連合としてどのような対応をされたのかお伺いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）　ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

介護保険課長、森　寛君。

○介護保険課長（森　　寛君）　それでは、エラー発生後の対応についてお答えさせていただきます。

議員ご指摘の事例につきましては、事業者による請求情報と国保連合会の有する情報が不一致となり、結果として国保連から事業者に支払われる介護報酬が１カ月遅れとなったものです。

具体的には、介護報酬支払い前の県からのエラーチェックにおいて、事業所評価加算が事業者請求では「あり」となっていましたが、国保連合会データでは「なし」となっていたための、アンマッチエラーでした。エラーリストを見て、もとす広域連合のシステムを確認したところ、加算の届出状況が「あり」となっていたため、ＯＫエラーであると判断してしまいました。

通常の加算は、事業者の届け出どおりに広域連合でシステム入力すれば、そのまま国保連合会の支払いに反映されます。しかし、事業所評価加算につきましては、国保連の審査によって事業者ごとに適合、不適合が決定されるため、システム入力においては、さらに一段階の手順が必要なことを４月の異動時に引き継ぎが十分なされていなかったことなどが原因でございます。

なお、当該事業者に対しましては、原因や経過の説明と、今後このような事態を招かないように謝罪をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）　髙橋勇樹君。

○８番（髙橋勇樹君）　ありがとうございました。

謝罪をされたというのが対応の内容かと思います。

それを踏まえて、２点目の質問に入らせていただきます。

今回のエラー発生防止の対策について、今後これはもう二度と起きては

いけないことかなということで、今後の対応、対策についてお伺いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）　ただいまの質問についての答弁を介護保険課長に求めます。

森　寛君。

○介護保険課長（森　　寛君）　エラー発生防止対策についてお答えさせていただきます。

毎回、何件かのエラーは発生しておりますが、多くは事業者情報の変更届がなされていないことが原因のエラーでございます。今回ご指摘いただいているケースは、事業者のデータも当広域連合のシステム登録画面の内容も正しいのに発生したエラーであり、特異なケースと言えます。

このようなエラーを防止する対策といたしましては、職員の制度に対する認識を深めるとともに、担当者だけの判断でなく、チェックリストの作成や複数の職員によるチェック体制を整えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）　髙橋勇樹君。

○８番（髙橋勇樹君）　ありがとうございます。

しっかりとした対策を今後お願いしたいなと思います。本当に二度と起こしてはいけないエラーかと思いますので、その分、皆さんにはご周知いただきまして、しっかりとチェックしていただきたいと思います。

初めてのことだからしようがないで済まさず、今後二度と起こさないことを強くお願いし、３点目の質問に入らせていただきたいと思います。

さっきの１点目の答弁にもありましたが、今回の事業者様には謝罪のみの対応で済まされていると答弁がありました。どのような企業でも、入金がこちらの責任で遅れてしまった場合、責任を持って支払うことが常識かと思います。本来入金されるべき金額が、そのミスがたとえ小さい加算の一つだったとしても、基本報酬やその他の加算も含めて、全ての報酬が１カ月遅れの請求となる。本来見込んでいた売り上げが１カ月遅れてしまう。報酬の大小にかかわらず、たかがでは済まさず、事業者によっては、今回の金額が今後事業を継続する上で、継続を脅かす事態となりかねません。

今後増える高齢者のためにも、既存の事業者の維持はもとす広域連合の役目としても必要かと、不可欠だと感じております。その中で、もとす広域連合に非があるエラーが発生し、本来入金されるべき日に入金がない場合は、もとす広域連合が立替えたりすることなどを考えてはどうかなと思います。

そこで、もとす広域連合としての見解をお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（大西徳三郎君）　ただいまの質問に対して、答弁を広域連合長に求めます。

藤原　勉君。

○連合長（藤原　勉君）　それでは、お答え申し上げたいと思います。

今回の件につきましては、先ほど介護保険課長のほうからいろいろ経緯等ご説明いたしましたけれども、今回の件というのは、本当に特異な例であると私どもは思っております。

先ほどこういうお話の中で、議員のほうから、こういったエラーに広域連合の非でなったときには、広域連合で払うべきじゃないかというようなお話でございましたけれども、介護報酬の支払いというのは国保連合会を通じて支払う仕組みとなっておりまして、立替え払いできるという、そういう仕組みになっておりません。したがいまして、もとす広域連合が支払いを行うということは、今後も考えておりません。

今回のミスは、システム不備というよりも人的なミスということでございまして、今後こうしたミスを起こさないようチェック機能を強化して、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大西徳三郎君）　髙橋勇樹君。

○８番（髙橋勇樹君）　今の答弁をお聞きしまして、こっちに非があっても、立替えるというか、先に支払って、後から返してもらうという方式はとらず、今回のように謝罪で終わるというのは、正直、事業者さんとしては腹に入らぬ話かなと思います。それが今回は額が額なものですから、小さい事業者さんは銀行に借りに行かなくてはいけないことになりかねません。そういった場合にも、もとす広域連合に非があって、銀行に行っても手数料もかかりますし、金利もかかることですから、そういったことは、事業者を守るという意味でも、なくしていただきたいなという、そういった願いはあります。本当に事業者さん目線でしっかり考えていただき、今後こういった事例がないことを祈りつつ、対応をお願いしたいなと思います。

今ちょっとご答弁いただいてしまったのですけれども、４点目は、逆に事業者さんに非があった場合の質問をさせていただきたいと思います。

ほとんどご答弁いただいたようなことで終わってしまうのかなと思いますけれども、事業者さんに非があった場合、これも今後高齢社会を乗り切るためには、既存の事業所を守っていくのも、このもとす広域連合の役目だと、私は強く感じております。そういった中で、事業者さんに非があって介護報酬が入らない、中にはこういうお医者さんとか介護の関係ですとファクタリング業者さんがいますので、そこも使えるんですけれども、もとす広域連合でも何か現事業者さんに支援をしてあげるとか、守っていく施策があるのか、どういったお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）　ただいまの質問に対して、答弁を広域連合長に求めます。

藤原　勉君。

○連合長（藤原　勉君）　それでは、４つ目の民間事業者を守る対策ということについてのご質問にお答え申し上げたいと思います。

この件につきましては、介護保険のサービスをする事業者にとりましては、主な収入というのは介護報酬であるということで、国保連からの支払いが滞れば、特に小さな法人におきましては事業運営が困難と、資金繰りも苦しくなるということは、お話のとおりでございます。

しかしながら、介護保険のサービスを提供するという役割は持っておりますものの、あくまでもこれは事業活動でもございまして、もとす広域連合といたしましては、事業者を支援する、そういう制度は今現在のところ考えてはおりません。先ほどの答弁でもお話し申し上げましたように、チェック機能を強化することで、事業者側のエラーの低減にも今後努めてまいりたいと思っております。

そしてまた、先ほど事業者への支払いが遅れたときに、いろいろと資金繰り云々で大変なところ、ただ謝罪だけではどうなのかというお話がございます。制度的に、そういう場合の仕組みというのが、この介護保険の支払いにはできておりません。

税ですと、支払いを間違ったときに、返すときに加算金をつけて和解するというような制度もございます。また、建設業では、工事の支払いが遅れれば、支払遅延防止法という、しっかりと利息もつけてお支払いするという仕組みがありますけれども、この介護保険にはそういった仕組みが全然ございませんので、現在のところ、これは私どもだけの話ではなく全国一律の話でございますので、今のところそういった対応は困難であると思っております。

ただ、我々もチェック機能をしっかりと、我々の段階で分かるものはしっかりとチェックをしながら、今後こういった我々側のミスはないようにし、また、事業者側のエラーも、こういったチェックの中で早く気づけば、直してあげるというようなことに、今後とも努めていきたいというふうに思っております。

○議長（大西徳三郎君）　髙橋勇樹君。

○８番（髙橋勇樹君）　ありがとうございました。

今回質問させていただいたのは、事業者さんを守るという意味で質問させていただきました。これから続く高齢社会を乗り切るためにも、今の事業者なくして、この本巣市、瑞穂市、北方町を守るという意味でも、全国統一の仕組みだとお話ありましたけれども、独自の仕組みができんものかなと自分なりにも考えて、地方分権だったりとか、そういったことを活用しながら、今後ご提案を進めていきたいと思います。

不慣れな一般質問で申し訳ございませんでしたけれども、また、今後ともよろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）　以上で、通告による質問は全て終了いたしました。

よって、一般質問を終結いたします。

◇

◎議案第１８号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大西徳三郎君）　日程第２、議案第18号　平成29年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第18号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会に協議をお願いしてありましたので、各常任委員長より協議結果の報告を求めます。

それでは、まず初めに総務介護常任委員長より協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君）　ちょっと声をからしておりまして、お聞き取りにくい点があるかもわかりませんが、よろしくお願いしたいと思います。

議席番号５番、広瀬武雄でございます。

ただいまは議長のお許しをいただきましたので、総務介護常任委員会の委員長報告をさせていただきたいと思います。

ただいま議題となりました議案第18号につきましては、総務介護常任委員会における協議結果を、会議規則第41条の規定に準じて報告いたします。

総務介護常任委員会は、10月26日午前９時25分より、本巣市役所真正分庁舎第１委員会室におきまして開催いたしました。委員５名全員が出席したほか、大西議長の出席をいただき、また、議案説明のため、藤原連合長、事務局長、総務課長、介護保険課長、会計管理者、その他担当職員の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案第18号につきましては、執行部より、決算書及び決算事業報告書により、歳入歳出決算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、歳入歳出決算事業報告書６ページ、歳入科目決算の状況の障害支援区分認定審査会費市町村負担金について、均等割20％、審査判定実績割80％と記載されているけれども、算定の基となった審査件数及び計算はどのようであるかとの質疑があり、件数については、前々年11月から前年10月までの審査判定実績、今回の場合は平成27年11月から平成28年10月までの実績により算定しており、今後は算定の基になる件数も資料に記載するようにしたいとの答弁がありました。

その他の質疑につきましては、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で、総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君）　続きまして、療育医療衛生常任委員長より協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、くまがいさちこ君。

○療育医療衛生常任委員長（くまがいさちこ君）　議席番号６番、くまがいさちこです。

療育医療衛生常任委員会の委員長報告をいたします。

議案第18号、ただいま議題となりました議案第18号について、療育医療衛生常任委員会における協議結果を、会議規則第41条の規定に準じて報告いたします。

療育医療衛生常任委員会は、10月25日午前９時25分より、本巣市役所真正分庁舎第１委員会室において開催いたしました。委員５名全員が出席したほか、議案説明のため、戸部副連合長、事務局長、総務課長、療育医療施設長、衛生施設長、その他担当職員の出席を求め、当委員会における協議事項について補足説明を受けた後、慎重に協議を行いました。

議案第18号につきましては、執行部より、決算書及び決算事業報告書により、歳入歳出決算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、休日急患診療所に関連して、報酬総額と診療日数から計算すると、１日当たり11万2,000円ほどの報酬額ということになるが、医師及び薬剤師の報酬はどのようになっているかとの質疑があり、１日当たりの報酬は、医師が６万6,000円、薬剤師が３万8,500円であるが、12月から２月のインフルエンザ流行期については、受診者数が多くなることから、薬剤師を増員し２名とする期間があるとの答弁がありました。

次に、診療患者数は1,531人で、年間平均では１日当たり22人程度の患者数ということであるが、１月から２月にかけては、１月が51.7人、２月が53.8人というように非常に多い患者数となっている。このような場合も診療時間内に診療が終わるのか、または診療時間を延長しているのかとの質疑があり、診療時間である午前９時から正午、午後１時から午後４時までの間に受付した患者については、時間外となっても当日内に診療を行っているとの答弁がありました。

次に、衛生施設に関連して、先日、台風の襲来により長時間にわたって停電したということがあったが、し尿処理場において停電が発生した場合の対応はどのようになっているか。自家発電機の設備はあるのかとの質疑があり、自家発電の設備はありません。対応については、岐阜県内の施設同士で連携して対応する仕組みがあり、長時間の停電が発生した場合には、この応援要請を行うことで対応したいと考えている。自家発電設備については、現在調査しているとの答弁がありました。

次に、幼児療育センターに関連して、屋根に取りつけられた太陽光発電設備での売電収入があるが、停電時において、この設備で発電した電気を使用することについての質疑があり、今後検討したいとの答弁がありました。

次に、送迎サービスについて、利用はどのくらいあるのかとの質疑があ

り、平成30年度の状況では、利用は４世帯であり、保護者が自動車運転免許を持っていない場合、あるいは免許は持っていても車を持っていない場合に幼児療育センターの公用車で送迎している。利用者自己負担額は片道54円であり、平成27年度から実施しているとの答弁がありました。

次に、利用児童数の増により、施設が狭いので広くしてもらえないかという声を聞いた。また、療育指導を希望する保護者から、公の施設を希望する声も聞いているが、現在の施設で広さは十分であると考えているかとの質疑があり、利用児童数については、増加の傾向にあるが、１日当たり90人という利用定員及び施設の広さについては、今のところ十分であると考えている。施設が足りないという声の一因として、利用希望時間帯の偏りがあり、民間施設を利用していただく方法もあるとの答弁がありました。

そのほかには、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で、療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君）　それでは、議案第18号についての委員長協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大西徳三郎君）　質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第18号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大西徳三郎君）　討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第18号を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君）　着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第18号　平成29年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については認定されました。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

◎議案第１９号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大西徳三郎君）　日程第３、議案第19号　平成29年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第19号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありま

すで、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君）　それでは、ただいま議題となりました議案第19号につきまして、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

議案第19号につきましては、執行部より、決算書及び決算事業報告書により、歳入歳出決算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、平成29年度決算において、介護給付費、介護予防給付費ともに伸びているけれども、介護予防事業を全く行わなかった場合の介護給付費と比べた場合、どうであるかと考えているかとの質疑があり、介護給付費については、要介護・要支援認定者の増により伸びている。給付費全体では、平成27年度までは毎年４％から５％伸びていたが、介護予防・日常生活支援総合事業に取り組み始めた平成28年度は2.7％、平成29年度は3.5％の伸びとなっており、少し落ち着いた状況になっている。要介護者にならない生活をより長く続けていくためには、早いうちから介護予防サービスに取り組む必要があり、引き続き推進していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、瑞穂市と本巣市では高齢者人口に大きな差はないにもかかわらず、歳入歳出決算事業報告書の35から36ページにあるように、介護予防・生活サービス事業の委託料が本巣市は瑞穂市の３倍ほど、地域包括支援センターの運営業務委託料についても本巣市のほうが多くなっており、本巣市のほうが瑞穂市に比べて、地域支援事業に積極的に取り組んでいると考えてよいかとの質疑があり、地域支援事業については、給付費の割合に基づいて予算を配分している。瑞穂市については、予算計上は行ったものの、執行されなかったものがあるため、少ない数字となっている。また、地域包括支援センターの運営業務については、職員２名を募集したものの、年度当初から採用に至らなかったということで、このような数字になったと聞いているとの答弁がありました。

次に、介護予防・生活支援サービス事業について、本巣市の額が一番多くなっているが、本巣市に事業所の数が多いということかとの質疑があり、決算額については、要介護者を増やさないための各市町の取り組みによるものであるが、瑞穂市では事業を開催しても少ない人数であったり、開催を予定しても人が集まらずに開催できなかったりしたため、このような数字になったと聞いているとの答弁がありました。

次に、地域支援事業費の総合事業精算金が決算額ゼロ円となっている理由についての質疑があり、住所地特例者が介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用した場合の精算金にかかわる科目であるため、現在のところ該当がなく、今後もないと見込まれるとの答弁がありました。

次に、市町負担金の精算方法についての質疑があり、市町負担金の種類ごとに精算を行い、各市町へ返還しているとの答弁がありました。

次に、基金積立金が４億4,000万円ということであるが、事業規模に対して基金積立金が少ないように感ずるが、どのように考えているか。また、平成30年度から保険料が上がっているが、財政的にはどのように変わってくると考えているのかとの質疑があり、平成30年度から平成32年度までの第７期介護保険事業計画では、介護給付費準備金から２億円を取り崩して、保険料の上昇を抑制する予定になっている。平成30年度からは、基準額で月※370万円増額となっており、この金額は、事業計画期間である３年間の総給付費から計算されるもので、３年間で収支が合うように考えることとなっているため、１年目は黒字が大きく、３年目に基金を取り崩す予定であるとの答弁がありました。

次に、組織市町間で情報共有し、それぞれの市町が持つ特色を生かしながら事業を推進していく重要性について、どのように考えているかとの質疑があり、「いつまでも自分らしく生きられる長寿社会を目指して」という目標のもと、地域の実情に合った事業展開ができるように、関係市町の担当課長会議等で情報を共有しながら進めていきたいとの答弁がありました。

その他の質疑及び討論につきましては、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定されました。

以上で、総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君）　暫時休憩します。

休憩　午後　２時０９分

再開　午後　２時１０分

○議長（大西徳三郎君）　再開します。

それでは、広瀬武雄総務介護常任委員長、お願いします。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君）　ただいま、※※私の報告の中におきまして基準額で月370円と申し上げますところを、基準額で月370万円と申し上げたので、その部分を370円と訂正させていただきます。

申し訳ございませんでした。

○議長（大西徳三郎君）　ご苦労さまでした。

ただいま広瀬武雄君から、会議における発言について、会議規則第64条の規定によって、訂正したいとの申し出がありましたので、これを許可いたしました。

議案第19号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君）　質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

※後刻訂正発言あり　※※訂正発言

これより討論を行います。

議案第19号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君）　討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第19号に対する委員会での審査結果は認定です。議案第19号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君）　着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第19号　平成29年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

◇

◎議案第２０号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大西徳三郎君）　日程第４、議案第20号　平成29年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第20号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、黒田芳弘君。

○老人福祉常任委員長（黒田芳弘君）　ただいま議題となりました議案第20号について、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告をいたします。

老人福祉常任委員会は、10月30日午前９時29分より、本巣市役所真正分庁舎第１委員会室において開催をいたしました。委員５名全員が出席したほか、大西議長の出席をいただき、また、議案説明のため、棚橋副連合長、事務局長、総務課長、老人福祉施設大和園長、その他担当職員の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案第20号につきましては、執行部より、決算書及び決算事業報告書により、歳入歳出決算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、収入未済額についての状況と今後の見通しについての質疑があり、未収金については、将来的には裁判所への手続を見据え、相手方との交渉を進めているところである。相手方は６件あり、このうち１件については今年中に解決する見込みとなったが、他についても今年度中には目途を立てたいとの答弁がありました。

次に、実質単年度収支の減少理由及び機器更新と施設改修の中長期的な

予定についての質疑があり、人件費の増及び順送浴槽機の更新により実質単年度収支が減少した。今後の見通しについては、機械設備のみならず、建物についても老朽化に伴う改修工事が必要となると考えている。現在、大和園を含む広域連合全体として、公共施設等管理計画を作成中であるとの答弁がありました。

次に、コミュニケーションロボットとその導入効果についての質疑があり、購入したコミュニケーションロボットは、小型のロボット１台で、会話、歌など、利用者とのコミュニケーションが図れるというものである。目に見える導入効果についてはなかなか難しいが、このロボットの活用方法については十分検討していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、昨今、働き方改革、パワハラなどが言われているが、大和園では状況はどのようであるかとの質疑があり、働き方改革関係については、介護者が腰につけて使用する補助ロボットを導入したほか、職員が部署を横断的に働けるようにする取り組みなどを行っている。ハラスメントについては、どこにでもある少し懸念材料となるような程度の事例はあるものの、懲戒処分にかかわるような事例はないとの答弁がありました。

次に、職員採用の実態についての質疑があり、年によって違いはあるが、日日雇用職員については、平成29年度はある程度充足できたが、正職員については、応募者が少ない中からの選考が続いており、選びにくい状況となっているとの答弁がありました。

次に、利用者数に大差がないのに人件費が上昇している理由は何かとの質疑があり、人件費の増については、平成28年度は日日雇用職員の雇用が思うように進まなかったこと、正職員の処遇見直しとして給料表を６級制から７級制に変更し、これに関連した昇給昇格が要因と考えているとの答弁がありました。

次に、経営改善計画に基づく自己評価としてはどのように捉えているかとの質疑があり、黒字になったことについては、ご指導の結果であると考えている。今後も努力を続けていきたいとの答弁がありました。

次に、入所者の男女比について、特別養護老人ホームについては男性21.8％、女性が78.2％と女性の割合が多くなっているが、その理由は何かとの質疑があり、入所申し込みの状況によるものであるとの答弁がありました。

そのほかの質疑、討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定されました。

以上で、老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君）　議案第20号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大西徳三郎君）　質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

議案第20号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大西徳三郎君）　討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第20号に対する委員会での審査結果は認定です。議案第20号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君）　着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第20号　平成29年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

◎議案第２１号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大西徳三郎君）　日程第５、議案第21号　平成30年度もとす広域連合一般会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

議案第21号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会に協議をお願いしてありましたので、各常任委員長より協議結果の報告を求めます。

それでは、まず初めに総務介護常任委員長より協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君）　それでは、ただいま議題となりました議案第21号につきまして、総務介護常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じましてご報告申し上げます。

議案第21号につきましては、執行部より、補正予算書及び補正予算案の概要により、補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後の質疑につきましては、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で、総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君）　続きまして、療育医療衛生常任委員長より、協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、くまがいさちこ君。

○療育医療衛生常任委員長（くまがいさちこ君）　議席番号６番、くまがいさちこです。

議案第21号、ただいま議題となりました議案第21号について、療育医療衛生常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告いたします。

議案第21号につきましては、執行部より、補正予算書及び補正予算案の概要により、補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後の質疑につきましては、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で、療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君）　それでは、議案第21号についての委員長協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君）　質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第21号に対し、まず反対討論はありませんか。

○療育医療衛生常任委員長（くまがいさちこ君）　はい。

○議長（大西徳三郎君）　反対討論。

○療育医療衛生常任委員長（くまがいさちこ君）　はい。

〔発言する人あり〕

○議長（大西徳三郎君）　暫時休憩します。

休憩　午後　２時２２分

再開　午後　２時２４分

○議長（大西徳三郎君）　それでは、再開をいたします。

これより討論を行います。

くまがいさちこ君から手が挙がりましたので、どうぞ。

くまがいさちこ君。

○６番（くまがいさちこ君）　失礼しました。

議席番号６番、くまがいさちこです。

私は議案第21号　平成30年度もとす広域連合一般会計補正予算（第１号）に反対の立場で討論いたします。

この中に、歳入補正で……。

〔「何ページ」と言う人あり〕

○６番（くまがいさちこ君）　ページですか。いろんなページがありますが、まず、ページが打ってないですね。歳入歳出補正予算事項別明細書で、508万9,000円とあります。ページありますか。３ページですか。

〔「児童福祉事業収入」と言う人あり〕

○６番（くまがいさちこ君）　そうです。

それから、５ページのところで、款、サービス事業収入、項、児童福祉事業収入、目、児童福祉事業収入、市町村給付費収入469万5,000円、利用者負担金収入39万4,000円とあります。

この利用者負担について、反対の立場で討論をいたします。

これが値上げになった理由は、執行部の説明によりますと、介護保険の改定に伴い、療育センターの利用料も上げるものだそうです。歳入は増、そこの補正予算書にあるように、508万9,000円です。個人負担はおおむね１人１回100円の値上げになります。値上げは非常にわずかだと思いますが、私は次の理由で、今回は反対することに決めました。

発達障害は、もとす広域連合が療育センターを持っております。この発達障害につきましては、１つ目、非常に増えています。だから利用者も増ですね。センターを利用しない人も含めて大変増えているということがあります。日本は特に増えております。

２つ目、発達障害は非常に分かりにくく、親も育てにくく、周りからも誤解を受け、その結果、虐待を招くこともあり、幼少期から適切な対応、指導を受けないと、事件や犯罪を招くというのが関係心理学者によって指摘されております。ですから、サービスを非常に受けやすくしておかなければならないと思います。

３つ目、非常に残念なことですが、発達障害児の保護者も、また祖父母にも、そういう傾向は見られます。ですから、家庭的に非常に対応が難しい例をいくつも見てまいりました。

４つ目、非常に発達障害は特異な、「それが障害」というような能力の不足や性格とか、育ち方が悪いんじゃないのというように、よく分からない。障害者というふうにレッテルを貼るほうも貼られるほうも非常に戸惑います。特異な障害であること、分かりにくい障害であること。

５つ目、発達障害は障害だけでなく子供時代もそうですが、大きくなって生活困窮に陥る場合が多いです。仕事をうまく続けられない。ですから、多重な理由、原因を背負った、生活困窮者になることが多いです。最後に、発達障害支援法は、平成17年、13年前に法律ができてから対応が始まりまして、非常に障害の中では浅い歴史しかありません。ですから、理解と対応が非常に遅れております。したがって、他の障害者、サービス支援に比べても、特に支援を受けやすくしておく必要があると思っております。

瑞穂市議会も今回初めて、文教厚生委員会の委員は発達障害の研修を、もとす広域連合、並びに岐阜県の発達障害支援センターのぞみ、また、地元の先生からも後援を受け、施設視察を行いました。委員は、「ああ、そういうことか」と分かった人が増えたという声を聞いております。というような理由で、この利用者負担金を値上げすることには反対の立場を表明しておきたいと思います。

以上です。

○議長（大西徳三郎君）　次に、賛成者の発言を許します。

10番、黒田芳弘君。

○１０番（黒田芳弘君）　ただいま反対の発言がございましたので、私は賛成の立場で討論したいと思いますが、今回この料金改定によって、利用者負担が増えたということで理解しております。この児童福祉事業は、この地域にとって、とても重要な事業というふうに理解しておりまして、この事業の継続のためには、この料金の改定に伴う収入増も私はやむを得ないことと判断をいたしまして、賛成としたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）　ほかに討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大西徳三郎君）　討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第21号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君）　着席をお願いします。

起立多数であります。

よって、議案第21号　平成30年度もとす広域連合一般会計補正予算（第１号）については、可決されました。

暫時休憩します。

休憩　午後　２時３３分

再開　午後　２時３４分

○議長（大西徳三郎君）　それでは、再開をいたします。

―――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――

◎議案第２２号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大西徳三郎君）　日程第６、議案第22号　平成30年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第１号）について議題といたします。

議案第22号につきましては、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君）　それでは、ただいま議題となりました議案第22号につきまして、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

議案第22号につきましては、執行部より、補正予算書及び補正予算案

の概要により、補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、保険給付費について、介護サービス等諸費から介護予防サービス等諸費へ予算を組みかえる補正内容となっているけれども、組み替える原因は何かとの質疑があり、当初予算編成時点においては、通所介護給付費の伸びが大きかったため、そのことを考慮して予算計上を行ったが、その後、伸びが落ち着いたため、その分を伸びが大きくなってきた介護予防サービスの各給付費へ組みかえるものであるとの答弁がありました。

次に、最近の在宅サービスと施設サービスの利用傾向はどのようであるかとの質疑があり、在宅サービスは伸びているが、施設サービスは落ち着いているとの答弁がありました。

そのほかの質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君）　議案第22号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

７番、松野藤四郎君。

○７番（松野藤四郎君）　介護保険の関係ですけれども、現在第７期介護保険事業計画の期間に入っておるわけですけれども、この３年間で最終的には基金を使ってという話がありました。消費税が来年から10％になるということであります。この介護保険料についての今後の狙いというのか、これ３年間そのままで多分いくと思うんですけれども、そうしますと今度は支払いのほうは、介護士とかいろんなことで報酬等が値上がりすると思うんですね。そうしますと、現在３億幾らを繰り越してやっていますけれども、そこら辺の基金というのか、お金というのは心配しなくてもいいのかなと。そこら辺の話は委員会の中でされていたかなと思うんですけれども、いかがでしょう。

○議長（大西徳三郎君）　答弁を、広瀬武雄委員長に求めます。

自席でお願いします。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君）　それでは、ただいまの質問につきまして、自席より答弁させていただきます。

ただいま松野議員の質問につきましては、総務介護常任委員会で一切出ませんでした。

以上です。

○議長（大西徳三郎君）　ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大西徳三郎君）　質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第22号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君）　討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第22号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第22号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君）　着席してください。

起立全員であります。

よって、議案第22号　平成30年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第１号）については、委員長報告のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――

◎議案第２３号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大西徳三郎君）　日程第７、議案第23号　平成30年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

議案第23号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、黒田芳弘君。

○老人福祉常任委員長（黒田芳弘君）　ただいま議題となりました議案第23号について、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告をいたします。

議案第23号につきましては、執行部より、補正予算書及び補正予算案の概要により、補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、養護老人ホームにおける現在の入所者数及び業務の効率化及び見直しの状況についての質疑があり、養護老人ホームの現在の入所者数は32名で、業務の効率化及び見直しについては、養護老人ホーム内に点在している入居者居室の集約及び２カ所ある浴室の使用を１カ所とすることで光熱水費が節約でき、職員の動線も改善されるなど、業務の効率化を図っている。ほかにも園内会議の回数と実施時間帯の見直しによる時間外勤務手当の縮減、年金受給者への扶助費支給及び誕生者外食の公費負担の廃止、事務職員１名の日日雇用化、調理員の削減など、業務の効率化及び見直しを行っているとの答弁がございました。

そのほかの質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定をされました。

以上で、老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君）　議案第23号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君）　質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第23号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君）　討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第23号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第23号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君）　着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第23号　平成30年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第１号）については、委員長報告のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――

◎閉会の宣告

○議長（大西徳三郎君）　以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

これにて平成30年第２回もとす広域連合議会定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

閉会　午後　２時４４分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成３０年１１月　１日

議　　長　　大　西　徳三郎

署　名　議　員

６　番　　くまがい　さちこ

１４　番　　松　野　由　文